

## 第8地区教科用図書採択教育委員会協議会公文書公表規程

### (目的)

第1条 教科用図書やその採択に対する国民の関心が高く、開かれた採択が要請されていること、また、採択の理由及び調査委員会から協議会に報告された資料並びに協議会及び調査委員会の委員名等を公表することにより、教員や保護者等が、その採択地区で使用される教科用図書の特徴をつかみ理解を深めることや教科用図書編集者にとって今後の教科用図書編集に資することができることなどをかんがみ、第8地区教科用図書採択教育委員会協議会規約第8条により、採択事務に係る公文書の公表について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程における「公文書」とは、第8地区教科用図書採択教育委員会協議会事務局（以下「協議会事務局」という。）が職務上作成し、又は取得した文書等であって、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める手続きを終了し、協議会事務局が保管しているものをいう。

(1) 作成したもの 第8地区教科用図書採択教育委員会協議会による決裁等の  
手続き

(2) 取得したもの 第8地区教科用図書採択教育委員会協議会による報告若しくは決裁権者への回付の手続き又はこれらに準ずる手続き

2 この規程において「公表の対象とする公文書」（以下「公表公文書」という。）は、前項に規定する公文書のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 採択理由

(2) 協議会議事録

(3) 調査委員会から協議会に報告された資料

(4) 協議会並びに調査委員会の委員名簿

3 この規程において「公文書の公表」とは、公表公文書を閲覧に供し、又は、公表公文書の写しを交付することをいう。

4 公文書の保存期間は、当該文書に係る事案が完結した日の属する年度の翌年度より5カ年間とする。

### (規程の解釈及び運用)

第3条 この規程の解釈及び運用に当たっては、道民の公文書開示を請求する権利

を十分に尊重するものとする。この場合、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(情報の適正使用)

第4条 この規程の定めるところにより公文書の公表を受けたものは、これによって得た情報を、この規程の目的に即し適正に使用しなければならない。

(公文書の公表を請求する権利)

第5条 公文書の公表を請求できるものは、道内に住所を有する者及び道内に事務所又は事業所を有する法人その他団体とする。

(公文書の公表の請求の手続)

第6条 公文書の公表の請求(以下「公表請求」という。)をしようとするものは、次の事項を記載した請求書を提出しなければならない。ただし、第2条第2項第1号及び第3号に定める公表公文書は、この限りではない。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 公表請求をしようとする公文書の名称その他当該公文書を特定するために必要な事項

(公文書の公表の決定)

第7条 前条の請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に、公表請求に係る公文書の公表について、その可否を決定しなければならない。

(公文書の公表の決定の通知)

第8条 前条の規定による決定をしたときは、速やかに公表請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、公文書の公表をしないことと決定したときはその理由を、また、公文書の一部の公表を決定したときはその旨及び理由を併せて公表請求者に通知しなければならない。

- 2 公表請求に係る公文書について公表しないことと決定した場合において、当該公文書の全部又は一部について公表できる期日が明らかであるときには、その期日を前項の書面に附記するものとする。

(公文書の公表の実施)

第9条 公文書の公表は、公表をすることと決定された公表公文書を保管している協議会事務局の所在地（以下「公表公文書の所在地」という。）において、第8条の通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。

- 2 公表公文書に係る公文書の公表をすることにより、当該公表公文書を汚損し、又は破損するおそれがある等、当該公表公文書の保存に支障があると認められるとき、その他合理的な理由があるときは、当該公表公文書の写しにより公文書の公表ができるものとする。

(公表公文書以外の公文書の閲覧又はその写しの交付)

第10条 第5条の規程により公文書の公表を請求できるものから、公文書のうち第2条第2項の公文書以外のものについて、閲覧又は写しの交付の申し出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

- 2 第5条の規程により公文書の公表を請求できるもの以外のものから、公文書の閲覧又は写しの交付の申し出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。
- 3 前2項の規程による申し出に応ずることについては、その都度協議会事務局が判断することとし、公文書の閲覧又はその写しの交付に係る手続きについては、前第9条の規定に準ずることとする。

(費用の負担)

第11条 公文書の写しの交付を受けるものは、当該公文書の写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

附則

この規程は、平成16年9月1日より施行する。

(平成16年8月24日 第8地区教科用図書採択教育委員会協議会長決定)

この規程は、平成23年8月10日より施行する。

この規程は、平成26年8月6日より施行する。